**電気工事業の廃止届（廃止届の提出は郵送により行うことができます。）**

建設業法の規定により許可を受けた建設業者が、電気工事業（自家用電気工事のみに係る電気工事業を除く）を廃止した場合は、遅滞なく届出をしなければなりません。

・電気工事業廃止届出書：≪様式第２０≫ 第25条

≪送付先≫

〒531-0074

大阪市北区本庄東2丁目3番38号 大阪府電気工事技術会館2階

大 阪 府 電 気 工 事 工 業 組 合 本 部

TEL（06）6225-8192

様式第２０（第２５条）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　年　月　日 |

**電気工事業廃止届出書**

令和　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

住　　　　　所

電 話 番 号　（　 ）　　　　―

氏 名 又 は 名 称

法人にあっては

代　表　者　名

　電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 電気工事業の開始届出年月日及び届出番号

　平成・令和　　年　　月　　日　大阪府知事第　　　　　－　　　　　号

2 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

　平成・令和　　年　　月　　日　（　　　－　　　　）第　　　　　　　　　号

3 事業を廃止した年月日

　　平成・令和　　　年　　　月　　　日

4 事業を廃止した理由